

～Bridge通信～

No.15 平成25年6月発行

『薬師家の人々』から学ぶ労務管理のポイント！

第4回 入社時の提出書類



薬師太郎くん、きみを採用することにしたよ！期待しているよ！！
これから一緒に頑張っていこう！

はい！ありがとうございます！社長、よろしくお願い致します！

それじゃあ薬師君、入社手続きに必要な書類を渡すから、各書類に
必要事項を記入して署名捺印して持ってきてください。
提出期限は入社日から5日以内よ。忘れないでね。

- ① 『雇用契約書(労働条件通知書)』
 - 原則として労働条件は書面で明示しなければならない(労基法15条)
 - 後々のトラブル(水掛け論)防止のため、書面の交付だけでなく、契約書形式で作成し、労働条件に同意する旨の署名までもらっておくことが重要
- ② 『入社誓約書』
 - 社員としてあるまじき行為(情報漏洩、競業行為、横領等)をしてしまった場合の、退職理由や損害賠償請求の根拠となるもの
- ③ 『健康状態自己申告書』
 - 健康診断書では見抜けない既往歴や通院歴、服用中の薬等を自己申告させ、事業主としての安全配慮義務の履行、精神疾患等の発症リスクに備えるためのもの
- ④ 『身元保証書』
 - 会社に損害を与えてしまった社員の賠償責任を担保するためのもの、社員の行動を抑制する心理的な防波堤の役割を担うもの
- ⑤ 『通勤経路図』
 - 通勤距離や通勤時間の把握、通勤災害や急に連絡が取れなくなった(事件や行方不明)場合に備えるためのもの
- ⑥ 『運転免許証、自賠責保険、任意保険証券の写し』
 - 通勤途上で第三者に損害を与えてしまった場合に自己の責任で賠償できるか確認するため(未加入だった場合、会社が使用者責任、運行供用者責任により賠償義務が生じる場合あり)



社会保険労務士から一言！

雇用契約上に生じる多種多様なトラブルは、将来を見据えた対策を入社時に取っていなかったために起こります！
情が入る前に、とりあえず色々な書類をもらっておきましょう！



(有)上東労務管理事務所

子育て支援研究室 Bridge

鹿児島市薬師二丁目24番26号

TEL 099-250-6985 FAX 099-250-6680

上東事務所



ホームページもご覧ください

